

事務連絡
令和6年4月18日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「就労系障害福祉サービスにおける ICT 機器等導入支援事業」の所要額調について（依頼）

平素より、障害者保健福祉行政の推進に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「就労系障害福祉サービスにおける ICT 機器等導入支援事業」について、国庫補助協議を実施いたします。

つきましては、別添を御参照の上、提出期限までに計画書等のご提出をお願いいたします。事業を実施しない場合も、その旨ご連絡をお願いいたします。

【照会・提出先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 就労支援係

TEL：03-5253-1111（内線 3389）

E-mail：syuurou@mhlw.go.jp

就労系障害福祉サービスにおける ICT 機器等導入支援事業 所要額調 実施方法

1. 目的

事業所の生産活動の改善等に向けた取組をさらに支援するため、障害特性に配慮した ICT 機器等の導入に係る費用の補助を通じ、利用者が働きやすい職場環境を整備することにより、障害者の生産能力の向上を図るとともに、障害者が従事可能な担当業務の拡充を図る。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。

3. 対象経費等

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
直接補助事業	ICT 機器等導入支援事業 1 施設又は事業所あたり 1,000千円	障害者の障害特性に配慮した ICT 機器等の導入支援に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	$\frac{1}{2}$
	ICT 機器導入のための好事例の情報提供や試用等の体験会実施事業 293千円	障害者の障害特性に配慮した ICT 機器等の導入のための好事例の情報提供や試用等の体験会の実施に必要な謝金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	$\frac{1}{2}$
間接補助事業	ICT 機器等施設等に対する導入支援事業 1 施設又は事業所あたり 1,000千円	障害者の障害特性に配慮した ICT 機器等の導入支援に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	$\frac{2}{3}$

3 提出書類

- ・ 様式：別紙 1 ～別紙 5
- ・ 参考書類（パンフレット等及び見積書）

4 提出期限

提出期限：令和 6 年 5 月 1 0 日（金）【厳守】

提出先メールアドレス：syuurou@mhlw.go.jp

（※事業を実施しない場合においても、その旨回答願います。）